

# 旭川市大規模盛土造成地マップ

## 大規模盛土造成地マップについて

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの際に、谷や沢、傾斜地を大規模に盛土した造成地(大規模盛土造成地)で、崖崩れや土砂が流出する被害が発生しました。国は、このような災害を未然に防止し、軽減することを目的に、大規模盛土造成地を把握するための調査などを支援する「宅地耐震化推進事業」を推進しています。

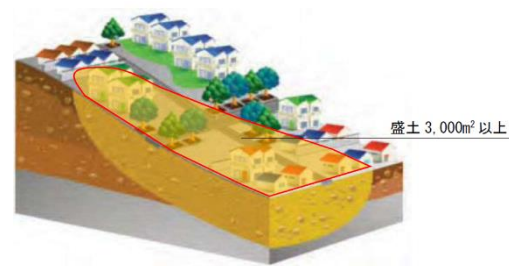
旭川市でも、「宅地耐震化推進事業」の取り組みとして、大規模盛土造成地の抽出を行い、大規模盛土造成地マップを作成しました。

大規模盛土造成地が身近に存在することを知らせていただくことで、市民の皆様の防災意識を高め、災害の防止や被害の軽減につなげることを目的としています。

なお、マップは大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示すものであり、**マップに示された箇所が地震時に必ずしも危険というわけではありません。**

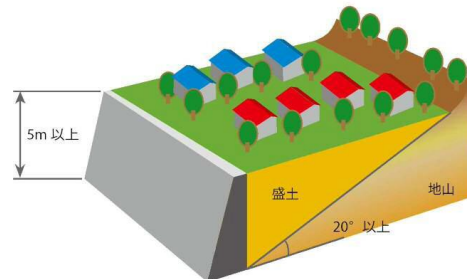
## 大規模盛土造成地とは

下記のいずれかに該当する盛土が行われた造成地を「大規模盛土造成地」と呼びます。



谷埋め型盛土

谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上の盛土



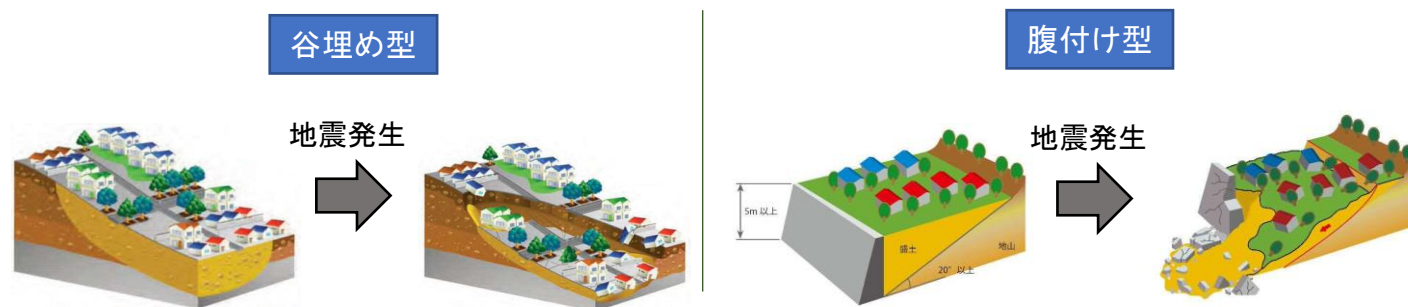
腹付け型盛土

造成前の地盤の角度が20度以上でかつ、盛土の高さが5m以上の盛土

(出典:国土交通省資料より作成)

## 大規模盛土造成地でみられる被害とは

地震による大きな揺れにより、盛土された造成地が滑ったり崩れたりする「滑動崩落」が発生することがあります。

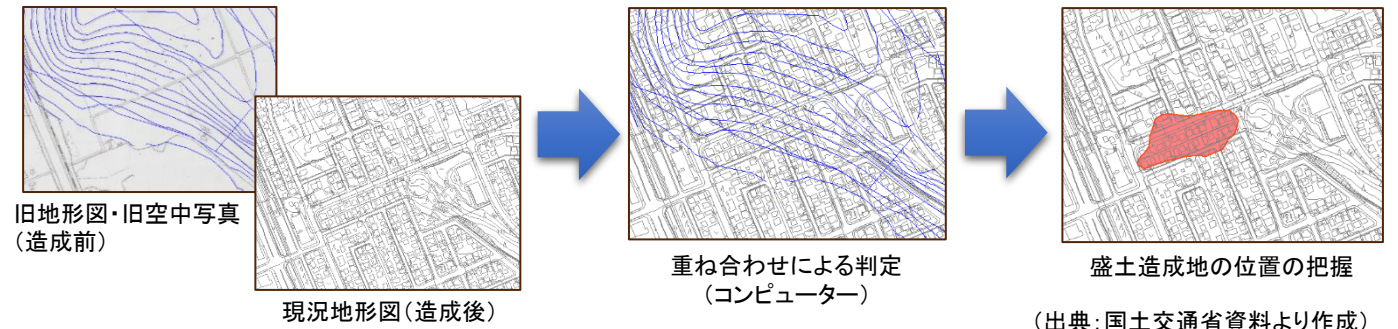


(出典:国土交通省資料より作成)

## 大規模盛土造成地の調査方法

旭川市では、平成28年度に、国が調査の手法を示した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」に基づき、市内全域を対象に、大規模盛土造成地マップの作成のための調査を行いました。

造成前と造成後の地形データ(地形図、空中写真)を重ね合わせ、その標高差や地形情報から大規模盛土造成地を抽出しました。過去の地形データは現在に比べて精度が低く、また、重ね合わせ時にも誤差が生じることから、調査結果は垂直方向に最大で1.5m程度の誤差を含む可能性があります。そのため、抽出された大規模盛土造成地は、概ねの位置と規模をあらわしたものとなっています。



(出典:国土交通省資料より作成)

## 大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1. 公表されたマップに示されている箇所は危険ということですか。

A1. 公表したマップは危険箇所を示したのではなく、市内における大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したものです。**大規模盛土造成地であるから地震時に必ずしも危険というわけではありません。**

Q2. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか。

A2. 現時点で対策の必要はありません。大規模盛土造成地が身近にあることを知り、日頃から宅地の点検を行うなど、防災意識を高めていただきたいと思います。点検の際は、国土交通省ホームページにある「わが家の宅地安全マニュアル」のチェックポイントを参考にしてください。もし、何かおかしいとお気づきになった際は下記問い合わせ先にご相談ください。

Q3. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物を建替える際に制限がかかりますか。

また、宅地建物取引業に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか。

A3. 大規模盛土造成地であることで建築が制限されることはありません。

また、土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められていません。

Q4. 公表されたマップでは自分の敷地が入っているかよくわかりません。詳細なマップはありますか。

A4. 大規模盛土造成地マップは、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありませんのでご了承ください。

担当課窓口では、公表しているマップよりも見やすい地図を閲覧することができます。

Q5. 旭川市は、「宅地耐震化推進事業」について、今後どのような取り組みを行うのですか。

A5. 今後は、今回把握した大規模盛土造成地について、安全性に関する調査を実施していく予定です。

### 【宅地防災に関するホームページ】

国土交通省 宅地防災  
大規模盛土造成地の滑動崩落対策  
わが家の宅地安全マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000004.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000004.html)

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

### 【お問い合わせ先】

旭川市 地域振興部 都市計画課 開発指導係 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

電話: 0166-25-8530 FAX: 0166-27-3466 メールアドレス: [tosi\\_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp)

旭川市公式ウェブサイト <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/>

平成29年3月作成